

**事業事前評価表**  
**国際協力機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ**

**1. 案件名（国名）**

国名： カンボジア国

案件名： 和名「カンボジア日本人材開発センター起業家育成・ビジネス交流  
拠点機能拡充プロジェクト」

英名 「Project for Development of Entrepreneurs and Business  
Networking Services at CJCC」

**2. 事業の背景と必要性**

（１）当該国における民間セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
カンボジアは 1999 年に ASEAN 自由貿易地域（以下、AFTA）に、2004 年に WTO  
に加盟した。AFTA や WTO への加盟は、それぞれ地域諸国の市場と世界市場への  
アクセスを可能とし、外国資本による直接投資を促したが、同時に国内民間セ  
クターに競争力の強化を求めるものとなった。また、カンボジアは近年、日本  
の民間企業にとって、中国やタイにおけるビジネスリスク一般の高まりや、労  
働賃金の上昇により労働力確保の競争激化等の状況を受けて、これらの国々の  
次の進出先として注目を集め始めており、カンボジア日本商工会の会員数も 122  
社（2012 年 10 月）から 254 社（2017 年末）に増加している。このように、外  
国からの直接投資が増加し、ASEAN 域内の地域経済統合が進む中、カンボジア国  
内におけるビジネス人材の育成はより一層重要になっている。カンボジア政府  
は、2018 年 9 月策定の四辺形戦略及び 2014 年を開始年とするカンボジア国家戦  
略的開発計画（National Strategic Development Plan（以下、NSDP。））（2014  
～2018）を策定し、中小企業振興や起業家支援を含む民間セクター開発を経済  
成長の重要な柱の一つとして掲げている。また、カンボジア産業開発政策  
（Cambodia Industrial Development Policy）（2015～2025）においては、中小  
企業の近代化や、外国企業とのリンケージ促進が重要な政策ツールと位置付け  
られている。

JICA は、カンボジア政府からの要請を受け、2004 年 4 月から 5 年間、「カン  
ボジア日本人材開発センタープロジェクト」を実施した。これは、「市場経済へ  
の移行支援」を目的とした日本センター事業をカンボジアで実施するものであ  
るが、この間、無償資金協力により、カンボジア日本人材開発センター（以下、  
CJCC）の施設が 2005 年 11 月に完成している。同プロジェクトは①ビジネスコ  
ース、②日本語教育、③相互理解促進事業、④広報・情報発信の 4 つの活動と、  
これらを通じた CJCC の事業実施体制強化を支援し、予定通り 2009 年 3 月に終  
了した。2009 年 4 月から 2014 年 3 月まで実施された「日本人材開発センタープ

プロジェクトフェーズ 2」(以下、フェーズ 2)では、CJCC の事業面・組織面でのより一層の機能強化による開発効果の拡大・波及と自立した組織体制の確立を支援した。2014 年 4 月から 2019 年 3 月までの予定で開始した「カンボジア日本人材開発センタービジネス人材育成・交流拠点機能強化プロジェクト」(以下、フェーズ 3)では、日本企業の新たな進出先として注目を集め始めている近年の状況を踏まえ、これまでのビジネスコース運営によって得られた資産を活用し、CJCC の「ビジネス人材の育成と交流の拠点」としての機能強化にかかる活動を実施すると共に、起業家に対する支援を実施した。フェーズ 3 では、交流拠点としての機能強化に関し、一定程度の成果が挙げられたことが確認された一方、より包括的かつ効果的にカンボジア企業及び日本企業を支援するためには、ビジネスコースの質の向上及び企業向け情報提供・支援ネットワークの整備が必要であることが確認された。

本事業では、上述のカンボジアの現状・課題、政策及びフェーズ 3 での課題を踏まえ、カンボジアの産業振興・起業家支援及びカンボジア企業と日本企業のリンケージ強化に資するべく、ビジネスコースの質の向上及び企業向け情報提供・支援ネットワークの整備にかかる活動を行う。

#### (2) 民間セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の国別開発協力方針(平成 29 年 7 月作成)では、「2030 年までの高中所得国入りの実現に向けた経済社会基盤の更なる強化を支援」を大目標として、より高いレベルでのインフラ整備、次世代の人材育成などに着手する方針を掲げており、「産業振興支援」を 3 つの重点分野の一つとして定めている。また、JICA の国別分析ペーパーにおいても、民間セクターの強化を重点セクターとし、CJCC をカンボジアの人材育成のため有効活用する方針を定めている。本事業はカンボジアの産業振興に向けた、産業人材育成及びカンボジア企業に対する支援を通じた日本企業とのリンケージ強化に資する活動を行うものであり、上述の我が国及び JICA の協力方針と合致している。

#### (3) 当該セクターにおける他の援助機関の対応

国際金融公社(IFC)は、中小企業の現状・課題に関する調査及び投資関連法制度にかかる調査等の支援を実施している。また、近年は外国企業とカンボジア企業のリンケージ強化に向けた調査の実施も行っている。

アジア開発銀行(ADB)及びオーストラリア政府は、共同で Mekong Business Initiative(MBI)を 2015 年に設立。MBI の下、カンボジアにおいては、中小企業及び起業家・スタートアップに対する金融アクセス支援のための投資家ネットワークの構築や、カンボジアにおけるビジネス関連情報をワンストップで提供するためのオンライン

のインフォメーションセンターを構築中。

韓国国際協力団（KOICA）は、王立プノンペン大学内（RUPP）に CKCC（Cambodia-Korea Cooperation Center）を 2013 年に設立し、ICT に特化した教育プログラム、韓国語講座、文化交流事業などを実施している。また、2019 年には RUPP 及びカンボジア工科大学（ITC）と連携し、インキュベーションセンターを設立予定であり、シードステージのスタートアップ企業・起業家に対する支援プログラムを開始する予定。

### 3. 事業概要

#### （1） 事業目的

本事業は、プノンペン市及びその周辺地域において、CJCC の①ビジネスコース及び起業家支援プログラムの拡充②企業向け情報提供・支援ネットワークの拠点機能強化③イノベーティブな取組を推進する事業マネジメント能力強化を行うことをもって、CJCC が産業人材育成及び企業向け情報提供・支援ネットワークを行うための能力強化を図り、もって CJCC が産業人材育成及び企業向け情報提供・支援ネットワークのプラットフォームとなることに寄与するもの。

#### （2） プロジェクトサイト／対象地域名

プノンペン市及びその周辺地域

#### （3） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：CJCC のカウンターパート及びスタッフ、CJCC のサービス受益者

最終受益者：カンボジアの企業経営者、従業員、起業家、政府機関、日系企業

#### （4） 総事業費（日本側）

約 2.8 億円

#### （5） 事業実施期間

2019 年 4 月～2022 年 3 月を予定（計 36 ヶ月）

#### （6） 事業実施体制

教育青年スポーツ省（MoEYS）：

担当省庁として CJCC の事業・方向性等についての必要に応じた協議、合同調整委員会（JCC）への出席、他

王立プノンペン大学（RUPP）：

カウンターパート配置、施設・機材提供、JCC への出席、他

#### （7） 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣

長期専門家：チーフアドバイザー（36MM）、ビジネス交流/業務調整（36MM）

短期専門家：ビジネスコースの指導・運営、起業家支援プログラムの運営

② 研修員受入

本邦研修：経営に関する各種研修、日系企業とのネットワーキング

③ 機材供与：

CJCC の組織運営及び事業活動に必要な資機材

2) カンボジア国側

① カウンターパート配置：

所長 1 名、副所長 1 名

② 施設・機材：

CJCC 施設、資機材

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA は、カンボジアにおいて、カンボジア工科大学（ITC）を実施機関として、「産業開発のための工学教育研究強化プロジェクト」（2019～2022 年）を実施する予定であり、産業界のニーズに対応した教育研究能力向上及び産学連携促進のための活動を実施する方針。CJCC においては、カンボジア企業に対して、主にビジネス面に関する支援を行う予定であるが、当該プロジェクトとの連携を通じて、工学分野等の技術面に関する企業支援も模索する方針。また、労働職業訓練省を実施機関として、「産業界のニーズに応えるための職業訓練の質向上プロジェクト」（2015～2020 年）を実施中であり、電気分野の職業訓練校のカリキュラム開発や産学連携を推進中。当該プロジェクトとの連携を通じて、産学官の情報共有、及び職業訓練校の卒業生に対するジョブマッチング等の実施を模索する方針。

2) 他援助機関等の援助活動

上述のとおり、IFC は、外国企業とカンボジア企業のリンケージ強化に向けた調査の実施を行っているため、積極的に意見交換・情報共有を行うことで、日本企業とカンボジア企業のリンケージ強化に向けた活動の更なる促進を図る。また、MBI は、中小企業及び起業家・スタートアップに対する金融アクセス支援のためのネットワーク構築や、カンボジアにおけるビジネス関連情報をワンストップで提供するためのオン

ラインのインフォメーションセンターを構築しているため、CJCC が支援する企業に対して、上記のネットワーク・情報を共有することで、より包括的な支援を行う方針。

(9) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：

GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

ビジネスコースの提供、企業への情報提供支援等において、女性の起業家・企業家の課題・ニーズに対応した内容を反映することを検討する。

(10) その他特記事項

特になし。

#### 4. 事業の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標

CJCC が産業人材育成及び企業向け情報提供・支援ネットワークのプラットフォームとなる。

指標：

- ① CJCC のビジネスコース・起業家支援プログラムの受講生が XX 人/年を超え、うち経営者が XX 人以上、起業家が XX 以上育成される。
- ② CJCC を通じて、カンボジア企業と日本企業の新規取引成立や MOU 締結等のビジネスパートナーシップ関係樹立件数が XX 件を超える。
- ③ CJCC 内でイノベティブな取組み数が XX 件を超える。

2) プロジェクト目標

CJCC の産業人材育成及び企業向け情報提供・支援ネットワークを行うための能力が強化される。

指標：

- ① CJCC のビジネスコース・起業家支援プログラムの受講生が XX 人/年を超え、うち経営者が XX 人以上、起業家が XX 以上育成される。
- ② CJCC を通じて、カンボジア企業と日本企業の新規取引成立や MOU 締結等のビジネスパートナーシップ関係樹立件数が XX 件を超える。
- ③ CJCC 内でイノベーティブな取組み数が XX 件を超える。

### 3) 成果

成果 1 : CJCC のビジネスコース及び起業家支援プログラムが拡充される。

成果 2 : CJCC の企業向け情報提供・支援ネットワークの拠点機能が強化される。

成果 3 : イノベーティブな取組を推進する CJCC の事業マネジメント能力が強化される。

## 5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件 特になし。

(2) 外部条件

- ・カンボジアと日本の経済交流が引き続き促進される。
- ・カンボジア政府において産業人材育成を含む産業政策が適切に実施される。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

「ベトナム日本人材協力センタープロジェクト(フェーズ2)」の事後評価(評価年度: 2015 年)においては、10 カ月の「経営塾」プログラムを提供するベトナム日本人材協力センターが、同プログラムの修了生組織である「経営塾クラブ」への継続支援を行ったことで、参加企業間のビジネスネットワーク構築促進や、企業視察を通じた企業間の学び合いに繋がったとの教訓が導出された。本事業においても、ビジネスコース及び起業家支援プログラムの修了生組織を立ち上げる予定であるため、ベトナム日本人材協力センターの「経営塾クラブ」の教訓を活用し、ネットワーク構築と企業間の学び合いを促進する方針。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、CJCC の産業人材育成及び企業向け情報提供・支援ネットワークを行うための能力の強化を通じてカンボジア産業の更なる発展及び日本企業とカンボジア企業のリンケージ強化に資するものであり、SDGs ゴール 8「すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する」及びゴール 9「強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進す

るとともに、技術革新の拡大を図る」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 か月以内    ベースライン調査

事業完了 3 年後        事後評価

以 上